

技術分野

- 経理事務
- パソコン操作

技能分野

- 障子・ふすま・網戸の張替え
- 草刈り
- 庭木などの剪定

※作業員の減少により、「植木剪定」「草むしり」作業の新規ご依頼(3年以上経過含む)は受付を中止しております。

事務分野

- 一般事務
- 調査・集計事務
- 筆耕・宛名書き
- ラベル貼り

深谷市

シルバー人材センターでは いろいろな仕事をお受けしています

管理分野

- 建物管理
(ビル・アパート・マンション管理など)
- 施設管理
(スポーツ、遊戯施設管理など)
- 駐車(輪)場の管理

折衝外交分野

- 販売員・店番
- 配達・集配
- チラシ・ビラ配布

お見積りは無料です!

一般作業分野

- 屋外清掃
- 屋内清掃
- 包装・梱包(封入、袋詰めなど)
- 調理作業(血洗い、配膳など)
- 農作業(種まき、水やり、収穫など)

サービス分野

- 家事援助(掃除、洗濯など)
- お墓の掃除
- 学童保育

※ここに記載がある以外に、お引き受けできる仕事がございますので、お問合せください。

※万一の事故に備え、会員は団体傷害及び賠償保険等に加入しています。

※センターは高齢者の団体ですので、高所作業など危険な仕事や有害な仕事はお受けできません。

知識や経験を活かします! シニアパワーを貴社の力に

深谷市シルバー人材センターは、シニア世代が仕事を通じ社会参加や生きがいづくり、健康増進につながるよう設立された公益社団法人です。今後もお客様のニーズに応え、より一層の信頼を得るために日々業務品質の向上に努めてまいります。どうか当センター会員のシニアパワーをご活用くださいますようお願い申し上げます。

公益社団法人 深谷市シルバー人材センター 理事長 小暮 孝雄

シルバー人材センターの 人材派遣をご活用ください

Q 派遣料金はどのように計算されるの?

A 概ね、次の項目の合計値となります。賃金単価については、「派遣実施事務所」である深谷市シルバー人材センターと調整いただきます。

賃金 派遣元が派遣会員に支払う労働対価です。時間単価は埼玉県 lowest賃金以上に設定する必要があります。

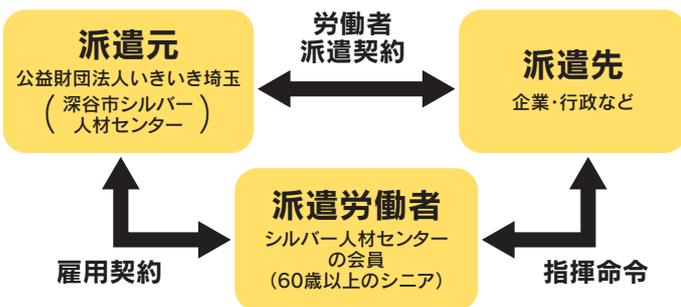
手数料 派遣元の事務手数料です。設定率は業務内容により違いが生じますが、概ね賃金総額の20%~25%でお考えください。

消費税 賃金と手数料の合計額に消費税率を乗じたものです。

交通費 公共交通機関等を使用する場合の実費相当額です。

Q シルバー人材センター連合が行う労働者派遣事業の枠組みはどうなっているの?

A シルバー派遣業務は、高齢者の雇用の安定等に関する法律(以下、「高齢法」という。)の定めにより、県単位に設置されたシルバー人材センター連合が主体となって実施する業務ですが、契約の窓口は「派遣実施事務所」である深谷市シルバー人材センターです。高齢者の就業機会の拡大を図ることを目的に、当業務を推進しています。



Q どんな仕事にも派遣できるの?

A 高齢法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律により、シルバー派遣には次のとおり範囲が定められていますのでご注意ください。

シルバー派遣の範囲

シルバー派遣は臨時的、短期的又は軽易な業務に派遣します。

- 臨時的、短期的とは、概ね月10日程度以内の業務を指します。
- 軽易な業務とは、概ね週20時間を超えない業務を指します。

シルバー派遣は次の業務には派遣することはできません。

- 港湾運送業務
- 建設業務
- 病院等の医療関係業務
- 警備業務
- 高齢者にとって危険有害な業務

シルバー派遣就業 就業時間拡大のお知らせ

シルバー人材センターでの仕事は、臨時的かつ短期的又は軽易な仕事で、「月10日程度」又は「週20時間」を超えない範囲と定められています。

しかし、令和元年7月19日、埼玉県知事により、埼玉県シルバー人材センター連合が行うシルバー派遣業務について、業務拡大に係る業種及び職種の指定が行われました。この指定により、「小売」「介護」「保育」の分野では、県内全域で週20時間を超える就業が可能になりました。

※本制度を利用される場合は、一定の要件が必要です。

お問合せ先

公益社団法人
深谷市シルバー人材センター
〒366-0801 深谷市上野台2567番地(わんぱくランド内)

TEL 048 (573) 3345
FAX 048 (571) 7767



ホームページ